



『障害年金』について

2月18日(金)に、日本年金機構 大分年金事務所様にご協力いただき、高等部3年生保護者を対象とした「年金セミナー」をWEB会議方式で開催しました。今回は、年金申請手続きについてのQ&Aをご紹介します。



Q1.初診が県外の医療機関だが、大分での初診日でも大丈夫か。

A.大丈夫です。「受診状況等証明書」(初診日の証明)は、18歳と半年の前までに受診した病院でよいです。ちなみに、初診から20歳まで同じ病院にかかっている場合、「受診状況等証明書」の作成は必要とならず、その病院の「診断書」のみでよい場合もあります。

*その当時の診察券やお薬の袋などがあれば、参考資料として添付します。

*20歳前障害基礎年金の請求において、知的障害(精神遅滞)は出生時を初診日としますので、初診日の証明は不要です。

*障害年金の要件や使用する診断書の種類、診断書に記入する症状の日付を確認する必要があるため、診断書を作成する前に、必ず年金事務所にご相談ください。



Q2.年金手続きについて、今から準備できることはありますか。

A.症状が判明したときから、現在までの状況を記録しておきましょう。初めて受診した病院と、今のかかりつけ医が違ふとき(18歳と半年を越えていないとき)は、今のかかりつけ医に診断書を書いてもらえるか確認するとよいです。かかりつけ医がない場合は、今のうちに作っておくことが大切です。(困ったら年金事務所にご相談ください。)



Q3.認定は誰がするのですか。

A.東京の年金センターの認定医が、認定基準に基づいて行います。

基準は、日本年金機構のHPにもなっていますので、気になる方は参考にしてください。

日本年金機構 HP
〈障害年金〉について



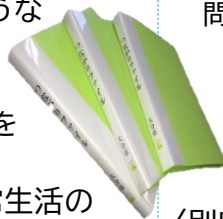
「相談支援ファイル」を有効に活用しましょう!



年金請求の手続きでは、生後(傷病発生)から現在に至るまで、受診した病院等でどのような治療を行ってきたか、どのような病状をたどってきたかなど、日常生活の状況についての申し立て「病歴・就労状況等申立書」を作成します。

作成の資料として、病院の領収書や日常生活の様子がわかる資料など、参考になる物を残しておくことをお勧めします。

「相談支援ファイル」は、資料の保管もできる便利なファイルです。ぜひ、ご活用ください。



〈大分市相談支援ファイル〉『つながり』

問合せ先:大分市教育センター

エデュ・サポートおおいた

大分市碩田町3-5-11

097-533-7744



〈別府市相談支援ファイル〉『ゆけむりん』

問合せ先:別府市学校教育課

別府市上野口町1-15

(市庁舎5F)

0977-21-1574

